質疑回答書

回答　徳島市経済部にぎわい交流課

業務名	徳島市観光ガイドブック制作業務

No	質疑日	質疑事項	回答
1	11月5日	参加手続きを行う際に、ご提出させていただく業務実績確認書について、こちら実務をした証として、仕様書や契約書のコピーなど必要でしょうか。	業務実績確認書（様式第3号）の提出にあたり、仕様書や契約書等の写しの提出は求めておりません。
2	11月6日	実務実績確認書について、同種の業務とのことですが、会社や企業案内等のPRパンフレットでも問題ございませんでしょうか。 または、観光系PRパンフレットのみとなりますか？	業務実績確認書（様式第3号）における「同種の業務」については、実施要領や仕様書等に記載している業務内容や趣旨を踏まえ、ご記載ください。
3	11月16日	納品場所について ガイドブック本誌55,000部の納品は、徳島市指定の1か所への一括納品を想定してよろしいでしょうか。複数箇所への納品または分納が必要な場合は、納品箇所数、各箇所への部数及び納品方法をご教示ください。	ガイドブック本誌の納品については、徳島市が指定する複数箇所への納品となる可能性がありますが、現時点では納品箇所数、各箇所への納品部数及び方法等の詳細は未定です。なお、納品場所や部数、方法等の詳細については、受託事業者決定後、徳島市と受託事業者との協議により決定するものとします。
4	11月16日	既存写真・素材の提供について 徳島市が保有する観光施設、景観、伝統文化、イベント等の写真・イラスト素材について、本業務で利用可能な素材をご提供いただくことは可能でしょうか。また、利用条件や二次利用に関する制限があればご教示ください。	徳島市が保有する観光施設、景観、伝統文化、イベント等の写真・イラスト素材については、本業務での使用が可能なものに限り、提供することを想定しています。ただし、素材によっては著作権や肖像権、使用許諾等の関係から、利用範囲や二次利用に制限がある場合があります。そのため、提供可能な素材や利用条件については、受託事業者と協議のうえ、個別に確認・調整するものとします。なお、提供素材の使用にあたっては、各素材の利用条件を遵守していただくものとします。

No	質疑日	質疑事項	回答
5	11月16日	LED景観照明の整備について 阿波おどり会館及び眉山ロープウエイのLED景観照明について、整備完了予定時期及び撮影可能となる時期をご教示ください。また、整備後の公式写真等をご提供いただくことは可能でしょうか。	阿波おどり会館及び眉山ロープウエイのLED景観照明については、令和8年8月末に整備が完了しており、既に撮影可能な状態となっています。なお、整備後の公式写真等については、提供可能な素材がある場合には提供を検討します。提供の可否や方法については、徳島市と受託事業者との協議により決定するものとします。
6	11月16日	色校正について 日本語版及び英語版の制作にあたり、徳島市による色校正・確認回数の想定はございますでしょうか。	日本語版及び英語版ともに、色校正・確認については、最低3回以上の実施を想定しています。受託事業者から提出される校正物を確認し、必要に応じて修正・再確認を行うものとします。なお、具体的な実施回数や方法については、制作スケジュールや校正の進捗状況等を踏まえ、徳島市と受託事業者との協議により決定するものとします。
7	11月19日	現行版の写真・イラスト（グルメのイラストなど）やMAPデータ等を一部流用することは可能でしょうか。	現行版に掲載している写真・イラスト（グルメのイラスト等）及びMAPデータについては、著作権や使用許諾等の権利関係を確認したうえで、流用可能なものについては使用していただいて差し支えありません。なお、流用を希望する場合は、事前に徳島市と協議のうえ、使用の可否や提供方法等を決定するものとします。また、新たな写真・イラスト等の制作や素材の差し替えを含め、より効果的な誌面構成となる提案を妨げるものではありません。
8	11月19日	ふるさと納税と宿泊リストを引き続き載せる必要があるのでしょうか。	ふるさと納税及び宿泊施設リストについては、観光情報の充実や観光客の利便性向上の観点から、引き続き掲載することを想定しています。ただし、掲載の内容や方法については、最新の情報や誌面全体の構成・デザイン等を踏まえ、より効果的な提案があれば、企画提案に盛り込んでいただいて差し支えありません。最終的な掲載内容については、徳島市と受託事業者との協議により決定するものとします。
9	11月19日	FSCロゴをパンフレットに記載することは必要でしょうか。用紙の使用のみの想定でよいでしょうか。（ロゴを使用する場合申請期間を設ける必要があるための事前確認です。）	FSCロゴマークをパンフレットに掲載する必要はありません。本業務においては、FSC認証紙を使用することを求めるものであり、FSCロゴマークの掲載は想定していないため、使用に係る申請手続きは不要です。